

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

【国保】

D-156 1 型糖尿病(当月確定又は疑い)がない場合の抗 GAD 抗体の算定について

《令和 5 年 12 月 5 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

糖尿病で 1 型糖尿病（当月確定又は疑い）がない場合の D008「20」抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗 GAD 抗体）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

糖尿病に対する抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗 GAD 抗体)については、厚生労働省通知※に、既に糖尿病の診断が確定した患者に対して 1 型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる検査である旨示されていることから、1 型糖尿病（当月確定又は疑い）がない場合の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について